

主要国へのILO 決議対応状況に関する照会事項案

2013 年末の ILO 決議に対する主要国の対応状況を把握するため、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ロシア、韓国の 8 か国に加えて、ユーロスタットに対し、電子メールを利用し、以下の事項について照会を行う。

【全対象への質問事項】

○新 ILO 決議対応の必要性

- ・ 失業者の要件における求職期間を 4 週間又は 1 か月とすること
- ・ 失業者の要件における就業可能期間を 2 週間を超えない範囲で延長すること
- ・ 時間関連不完全就業、潜在的労働力人口の概念の導入
- ・ 未活用労働に関する各指標についての導入

○就業状態概念（失業者、時間関連不完全就業者等）の変更・追加

○概念の変更・追加に伴う労働力調査調査票及び集計表の変更

○新定義への切替え後における、現行定義の取扱い

○新定義における季節調整、遡及改訂の方法

○新定義への切替え時期

○新定義への切替のための試験調査等の実施の有無

○LU 指標の個別名称

○ヘッドライン指標の取扱い

○現時点における検討課題

【ユーロスタットに特化した事項】

○ILO 決議と欧州規定等に基づく各々の失業率及び未活用労働の定義の整合性は確保されているか。

- ・ 整合性が確保されていない場合は、ILO 決議に合わせて欧州規定等も改定されるのか。または、EU 各国は両方の決議・定義に基づいた統計を整備することになるのか。

○ILO 決議に対するユーロスタットの対応